

# 令和元年度 学校における医療的ケアに関する看護師研修会

## 仙台市立学校における 医療的ケア実施体制について



令和元年12月26日

仙台市教育委員会 特別支援教育課  
指導主事 小堤 智美

# 仙台市立学校における医療的ケア

## 要医療的ケア通学児童生徒 学習支援事業

(平成31年度版)



仙台市教育局学校教育部

特別支援教育課

# 仙台市のこれまでのあゆみ

- 平成 9 年 4 月 ・ 仙台市立小中学校への看護師配置を制度化し、最初の看護師を木町通小学校に配置する。
- 平成 1 0 年 4 月 ・ 仙台市立鶴谷養護学校（現在は特別支援学校）に看護師を配置する。
- 平成 1 6 年 4 月 ・ 日帰りの校外学習への看護師の付き添いが可能となり、看護師の旅費を予算化する。
- 平成 1 8 年 4 月 ・ 泊を伴う行事への看護師の付き添いが可能となり、旅費等を予算化する。
- 平成 2 3 年 4 月 ・ 巡回指導医を委嘱し、特別支援教育課が指定した学校に派遣する。
- 平成 2 6 年 4 月 ・ 医療的ケアの業務遂行に支障のない範囲における、担任の指導補助を行う業務を看護師の業務に加える。

# 仙台市立学校の状況

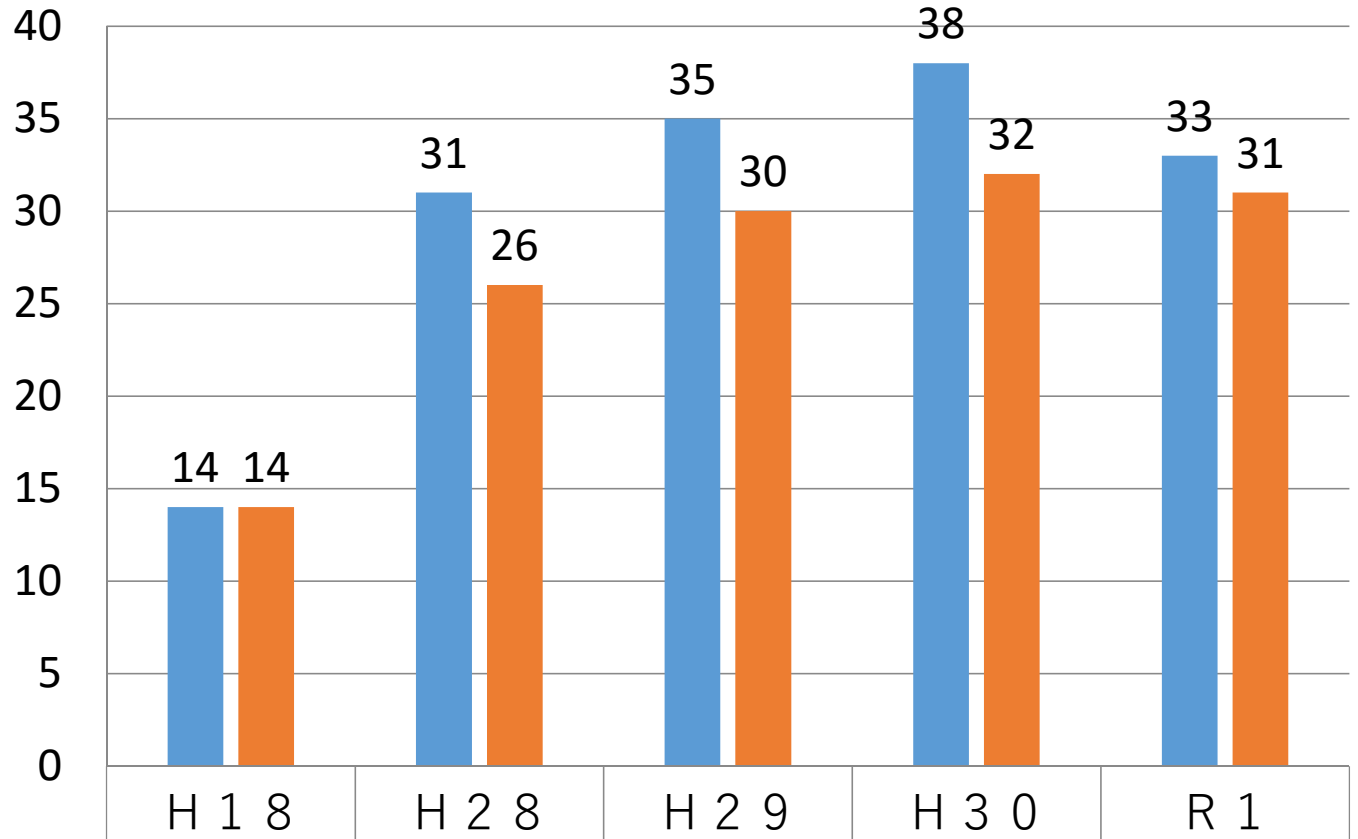
校種	設置数（校）	在籍児童生徒数（人）
幼稚園	1	34
小学校	120	52,587
中学校	64	24,236
高等学校	4	2,758
中等教育学校	1	807
特別支援学校	1	155
計	191	80,577

# 仙台市立学校での医療的ケアの状況①

令和元年度10月現在

校 種	対象児童生徒数	学校数	看護師数
小学校	22人	19校	21人
中学校	1人	1校	1人
特別支援学校	10人	1校	9人
計	33人	21校	31人

# 仙台市立学校での医療的ケアの状況②



■ 対象児童生徒数	14	31	35	38	33
■ 看護師数	14	26	30	32	31

# 看護師の勤務形態

- 仙台市の直接雇用
- 非常勤嘱託職員
- 1日6時間 週30時間勤務

# 看護師の業務

- 対象児童生徒への医療的ケアの実施
- 主治医の指示を受ける
- 対象児童生徒の健康観察
- 校外学習への付き添い
- 宿泊学習への付き添い
- 保護者との引継ぎ
- 医療的ケア業務に支障のない範囲で  
校長及び教育委員会が必要と認める業務
  - ※ 担任の指導補助
  - ※ 研修会への参加



# 事業充実に向けた今年度の重点事項

## ○医療的ケアの安心・安全の向上に向けた取組

### 気管カニューレ事故抜去時の備えとして

① 個別の緊急対応マニュアルの作成

② 主治医承諾書の様式変更

③ 看護師の研修の充実

- ・教育委員会主催の研修で緊急時の対応について実技も含めた研修を行う
- ・必要に応じて主治医から直接指示・指導を受けられるようにする
- ・巡回指導医の助言を受けられるようにする

# 本事業における今年度の研修等

実施月	研修	対象
4	看護師配置時研修	新規看護師
4	主治医指示	保護者・看護師・学校・ 教育委員会
4	看護師配置校連絡協議会	教頭・担任
7	看護師研修	看護師
通年	巡回指導医訪問	看護師・担任・学校
通年	看護師配置校訪問	看護師・担任・学校

# 看護師配置時研修

(対象) 新規採用となった看護師への研修

(研修内容)

- サービスについて
- 事業説明
- 勤務について
- 学校における医療的ケアの実際
- 担任の指導補助者としての役割について



# 主治医指示

## ① 継続の児童生徒

保護者・看護師・担任・管理職

- ・ 医師の指示を受ける
- ・ 学校での様子を医師に伝える

## ② 新規の児童生徒

保護者・看護師・担任・管理職・教育委員会

- ・ 医師の指示を受ける
- ・ 学校での緊急時の対応について相談・確認

# 看護師配置校連絡協議会（管理職の部）

- ① 学校における医療的ケアにかかる管理職の役割
  - 医療的ケアとは
  - 看護師の業務とは
  - 学校でケアを行う意義
  - 管理職の役割
  - 看護師への支援について
  
- ② 事務取扱についての説明

# 看護師配置校連絡協議会（担任の部）

## ① 学校における医療的ケアにかかる担任の役割

- 事業説明
- 教育と医療的ケアの密接な関係
- 教員と看護師との連携
- 計画的な取り組み
- 看護師配置の効果
- 看護師の勤務

平成31年度看護師配置校連絡協議会

「学校における医療的ケアにかかる  
担任の役割」



平成31年4月23日(火)  
仙台市教育局学校教育部特別支援教育課  
主任指導主事 高橋 美奈子

## ② 事務取扱についての説明

# 看護師配置校連絡協議会（担任の部）

## ③ グループ協議

### 「運営上の配慮事項と工夫」

- ・ 担任と看護師の連携
- ・ 緊急時の対応について
- ・ 自分でできることを増やす取組について

## ④ 校内での医療的ケアの共通理解のために

# 医療的ケアって何だろう？

医療的ケアの必要な子のいる学校の先生方のために





# 経管栄養

経管栄養とは口から飲んだり食べたりすることが難しく、生命活動維持に必要な水分やエネルギーを取ることが不可能な場合にチューブやカテーテルを使い水分や栄養を取る方法である。

注入経路の違いにより、鼻腔からの注入は**経鼻経管栄養**、胃の場合は**胃ろう栄養**、腸の場合は**腸ろう栄養**とよばれる。

## 【経鼻経管栄養】

鼻から胃(空腸)にチューブを入れてイルリガートルと呼ばれる容器に栄養物を入れて一定のスピードで落とす方法である。

### 利点

- ・簡単にチューブが挿入でき 手術の必要がない。

### 欠点

- ・チューブが常に留置されている。
- ・指をひっかけたり、咳き込みや嘔吐のときにチューブが抜けたり、先端の位置がずれたことがある。
- ・チューブ交換に苦痛を伴い、頻回(1～2週ごと)の交換が必要となる。
- ・テープ固定による皮膚トラブルを起こしやすい。
- ・空腸(十二指腸から続く小腸の一部)の場合はレントゲンで透視しながらチューブの留置をする。

### 注意点

- ・チューブの挿入の長さを把握しておく。
- ・チューブの固定テープがはがれそうなときはそのままにせず固定しなおす。
- ・注入中の姿勢は上半身を起こすことが望ましく、リラックスして注入ができるように工夫する。

# 気管切開部のケア

気管切開とはさまざまな病気が原因で 鼻や口から呼吸をすることが困難になった時に直接気管に穴を開けて、その部分に「気管カニューレ」を挿入し呼吸をするためのルートを作ることを行う。気管カニューレを挿入する場合は、気管切開部のケアが必要になる。

## 気管切開を受けることで、できなくなること

- ・ 空気が声帯を通らず肺に 直接进入るので、声が出なくなる。
  - \* 特殊なカニューレを用いると発声することができる。
- ・ 空気が直接気管に入るため空気(吸気)の加温や加湿ができない。
- ・ 空気中のほこりなど異物の侵入が予防できない。

## 注意点

- ・ 水遊びや入浴時に気管切開口から水やお湯が入らないようにする。
- ・ カニューレが抜けないようにする。カニューレが抜けてしまった場合の対応については、主治医や保護者と相談して、予め決めておく。

\*カニューレには無理な力を加えないようにする。  
\*首は過度に後ろにそらせない 前に曲げない；左右に強く回さないように注意する。  
\*人工呼吸器を使用している場合は回路の重さでカニューレに無理な力が加わらないように回路の位置を固定する。

- ・ 感染予防と保湿のために人工鼻を使用する。

### 人工鼻

\*気管カニューレの先についている器具  
\*空気を暖めて加湿し、フィルターでゴミ、ほこりを取り除く役目をする。

# 看護師研修で作成した 自立に向けた計画カード

## 【指導計画表記入例】

以下の記入例は、一般的な例を挙げています。対象児の実態に応じてきめ細やかさも異なると思われます。本人が今何にチャレンジしているのかが分かるようにすることが大切です。

3 時間の管理		(1 学期中の自立を目標とした例)
できるようにすること (指導目標)		
① 自分でトイレに行く		
② 記録をつける		
月	目標①	目標②
4	看護師が教室に呼びに行く。	自分で導尿の時間をメモし、自分に合った導尿の間隔を知る。尿の状態等を看護師が伝える。
5		自分で時間をメモする。 尿の状態等、気になったことを看護師に伝える。
6	自分で教室を出て看護師に声を掛ける。	自分で時間と気になったことをメモする。
7	自分で教室を出て看護師に声を掛ける。 トイレには一人で入り看護師は入口待機。	〃
8	〃	〃
9	自分で教室を出て一人でトイレに行き、導尿を終えたら看護師に報告する。	自分でメモしたものを看護師に見せる。
10	9月中旬からは、養護教諭に報告するように移行していく。	自分でメモしたものを養護教諭に見せる。
※ 一人で導尿することに慣れたら、担任への報告のみに移行していく。自己管理できるようになれば、必ずしもメモを担任等に見せる必要はない。ただし、自己管理の練習としてメモすることは続ける。		

# 看護師研修

## ① 講義 (内容)

- ・ 学校での医療的ケアの意義
- ・ 要医療的ケア児童生徒通学支援事業について
- ・ 医療的ケアの安心・安全の向上に向けた取組
- ・ 個別の緊急時対応マニュアルの作成について
- ・ チーム学校の一員として

看護師研修

要医療的ケア  
通学児童生徒学習支援事業



令和元年7月24日  
特別支援教育課

# 看護師研修

## ② 勤務に関するアンケート

- ・ アンケート
- ・ 個人面談

## ③ 研究協議

### 「緊急時の対応」

- ・ 同じ医療的ケアのグループごとに緊急時の対応について協議
- ・ 緊急事対応マニュアルについての検討

# 看護師研修

## ④ 実技研修 1

(内容)

B L S

(一次救命処置研修)

(講師)

公益財団法人

仙台市医療センターオープン病院

診療看護師・救急救命士

# 医療協定

## 鶴谷特別支援学校と 仙台市医療センター仙台オープン病院の医療協定

- ・ 児童生徒の病状の急変に対応
- ・ 緊急時及び大規模災害発生時の医療協力



※学校と病院は隣接している

# 看護師研修

## ⑤講義 2 「医療的ケアの実際」

## ⑥ 実技研修 2

(内容)

- 緊急時の気管カニューレの挿入
- 酸素ボンベの取り扱い

(講師)

巡回指導医



# 巡回指導医

## ○ 3名の医師を巡回指導医に委嘱 (小児科・呼吸器内科)

巡回指導医は、主治医と連携の上で次の役割を行う

- ① 看護師に対する医療的ケアについての指導・助言
- ② 看護師に対する医療的ケアに関する理論及び実技に関する指導
- ③ 教員の相談に対する指導・助言
- ④ 医療的ケアに関する研修会への指導・助言
- ⑤ 緊急時における対応への指導・助言

# 巡回指導医訪問

## (目的)

医療的ケアが必要な児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図り、安心して学校生活や学習に取り組めるようにすること

## (対象校)

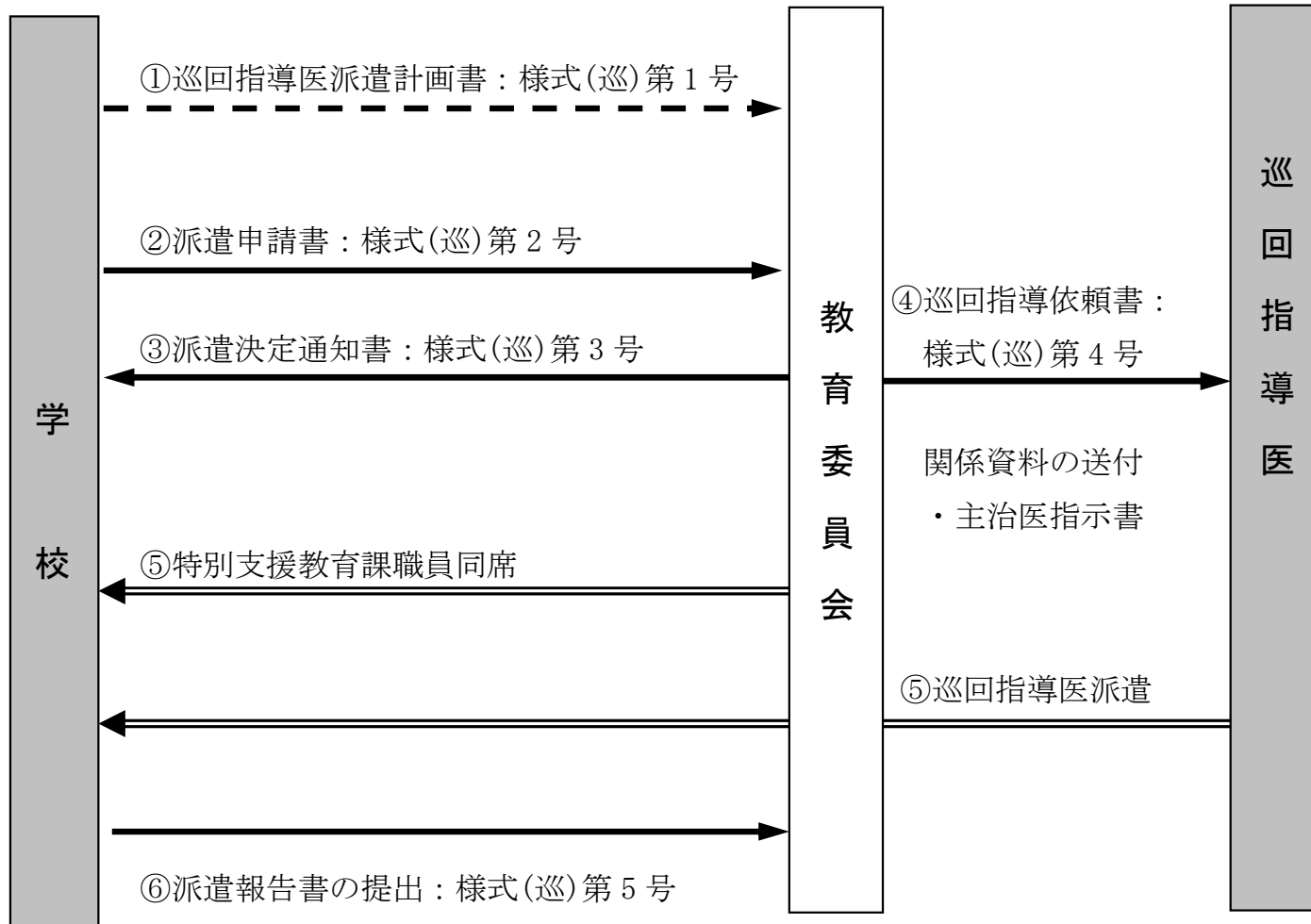
- ・ 鶴谷特別支援学校（年間3～4回 1回2時間）
- ・ 看護師を配置している小・中学校の中で教育委員会が必要と認めた学校（年間6校程度 各1回1時間）
- ・ 訪問時は指導主事が同行する

# 巡回指導医訪問

(内容)

- 看護師への指導・助言
- 教員の相談に対する指導・助言
- 学校での医療的ケアの運営に関する指導・助言
- 看護師及び教員を対象とした医療的ケアについての校内研修

# 巡回指導医訪問の流れ



# 指導主事看護師配置校訪問

## (対象)

- 全配置校（年1～3回）

## (内容)

- 全看護師配置校に年1～3回程度
- 対象児童生徒の様子を観察
- 看護師の医療的ケア及び勤務に関する相談
- 担任への指導（自立活動での医療的ケアの取組）
- 管理職への看護師の勤務に関する聴取

# 今後の課題

- 看護師研修の充実
- 看護師の安定的な確保
- 看護師の待遇改善



仙台の特別支援教育が目指すもの  
大切なひとり 共に生きるみんな



仙台市

SENDAI CITY

杜の都

